

新	旧	備考
<p>貿易一般保険（個別）手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00031 沿革（略）</p> <p><u>令和5年5月8日 一部改正</u></p>	<p>貿易一般保険（個別）手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00031 沿革 平成29年6月13日 一部改正 沿革（略）</p>	
<p>（申込み）</p> <p>第2条 貿易一般保険の申込みを行おうとする者は、輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約（以下「輸出契約等」という。）の締結日（契約発効条件付きの場合は発効日）以降、船積日から起算して5営業日を経過する日までかつ技術提供開始日から起算して5営業日を経過する日まで（ただし、貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日17 - 制度 - 00045。以下「運用規程」という。）第1条第19号に規定するストックセールスについては、運用規程第22条第1号に定める輸出契約の締結日以降、貨物を引き渡す日から起算して5営業日を経過する日まで）に別紙様式第1 - 1、別紙様式第1 - 2又は別紙様式第1 - 3による貿易一般保険申込書（以下「申込書」という。）に輸出契約等を証する書類の写し（別紙様式第1 - 3による申込みを行う場合に限る。）を添付し、日本貿易保険の本店又は大阪支店（技術提供契約又は知的財産権等特約（輸出契約又は仲介貿易契約）を付す案件にあっては本店に限り、前条の規定に従って内諾を取得した案件にあっては内諾申請書を提出した方に限る。以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。ただし、日本貿易保険が当該申込み</p>	<p>（申込み）</p> <p>第2条 貿易一般保険の申込みを行おうとする者は、輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約（以下「輸出契約等」という。）の締結日（契約発効条件付きの場合は発効日）以降、船積日から起算して5営業日を経過する日までかつ技術提供開始日から起算して5営業日を経過する日まで（ただし、貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日17 - 制度 - 00045。以下「運用規程」という。）第1条第20号に規定するストックセールスについては、運用規程第22条第1号に定める輸出契約の締結日以降、貨物を引き渡す日から起算して5営業日を経過する日まで）に別紙様式第1 - 1、別紙様式第1 - 2又は別紙様式第1 - 3による貿易一般保険申込書（以下「申込書」という。）に輸出契約等を証する書類の写し（別紙様式第1 - 3による申込みを行う場合に限る。）を添付し、日本貿易保険の本店又は大阪支店（技術提供契約又は知的財産権等特約（輸出契約又は仲介貿易契約）を付す案件にあっては本店に限り、前条の規定に従って内諾を取得した案件にあっては内諾申請書を提出した方に限る。以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。ただし、日本貿易保険が当該申込み</p>	

<p>に関する追加の書類の提出を求めたときは、申込みを行おうとする者は遅滞なく提出するものとする。この場合において、一の輸出契約等で、輸出 貨物若しくは仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料若しくは技術の提供若しくはこれに伴う役務の提供の対価（以下「代金等」という。）が2以上の通貨で決済される場合、貨物の仕向地が2以上にわたる場合又は貨物の輸出、販売若しくは賃貸に付随して役務の提供が含まれ、かつ、その対価が契約上明記されている場合は、保険料算定上決済金額を分割し、申込書を提出するものとする。</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>に関する追加の書類の提出を求めたときは、申込みを行おうとする者は遅滞なく提出するものとする。この場合において、一の輸出契約等で、輸出 貨物若しくは仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料若しくは技術の提供若しくはこれに伴う役務の提供の対価（以下「代金等」という。）が2以上の通貨で決済される場合、貨物の仕向地が2以上にわたる場合又は貨物の輸出、販売若しくは賃貸に付随して役務の提供が含まれ、かつ、その対価が契約上明記されている場合は、保険料算定上決済金額を分割し、申込書を提出するものとする。</p> <p>2～3 （略）</p>	
<p>（保険の目的等の譲渡に係る承認申請）</p> <p>第8条 被保険者は、約款第41条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、別紙様式第4 - 1による貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写し及び<u>保険の目的の譲渡を行うときは譲受人により作成された贈賄防止に係る誓約及び申告書</u>を添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（保険の目的等の譲渡に係る承認申請）</p> <p>第8条 被保険者は、約款第41条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、別紙様式第4 - 1による貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和5年7月1日から実施する。</u></p>		